

手数料を徴収する事務	判定機関の 審査の有無	用 途	評価方法	申請に係る床面積	金 額 (単位:円)
認定申請 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(法第30条第2項の規定による申出に対する審査を含む。)	登録省エネ判定機関の技術的審査を受けていない場合	一戸建ての住宅	基準能	200㎡未満	38,000
				200㎡以上	43,000
			基準誘導様導	200㎡未満	20,000
				200㎡以上	21,000
		共同住宅等	性能基準	300㎡未満	77,000
				300㎡以上～2,000㎡未満	128,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	217,000
				5,000㎡以上	311,000
			誘導仕様基準	300㎡未満	37,000
				300㎡以上～2,000㎡未満	63,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	114,000
				5,000㎡以上	173,000
		非住宅建築物	主要室または標準入力法	300㎡未満	252,000
				300㎡以上～1,000㎡未満	309,000
				1,000㎡以上～2,000㎡未満	407,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	580,000
				5,000㎡以上～10,000㎡未満	715,000
				10,000㎡以上～25,000㎡未満	845,000
				25,000㎡以上	964,000
			モデル建物法	300㎡未満	97,000
				300㎡以上～1,000㎡未満	120,000
				1,000㎡以上～2,000㎡未満	162,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	261,000
				5,000㎡以上～10,000㎡未満	341,000
				10,000㎡以上～25,000㎡未満	410,000
				25,000㎡以上	481,000
	登録省エネ判定機関の技術的審査を受けている場合	一戸建ての住宅	基準能	200㎡未満	6,000
				200㎡以上	6,000
			基準誘導様導	200㎡未満	6,000
				200㎡以上	6,000
		共同住宅等	性能基準	300㎡未満	11,000
				300㎡以上～2,000㎡未満	23,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	50,000
				5,000㎡以上	89,000
			誘導仕様基準	300㎡未満	11,000
				300㎡以上～2,000㎡未満	23,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	50,000
				5,000㎡以上	89,000
		非住宅建築物	または標準入力法 モデル建物法	300㎡未満	11,000
				300㎡以上～1,000㎡未満	18,000
				1,000㎡以上～2,000㎡未満	30,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	89,000
				5,000㎡以上～10,000㎡未満	141,000
				10,000㎡以上～25,000㎡未満	178,000
				25,000㎡以上	222,000

手数料を徴収する事務	判定機関の 審査の有無	用 途	評価方法	申請に係る床面積	金 額 (単位:円)
認定申請（変更） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出に対する審査を含む。）	登録省エネ判定機関の技術的審査を受けていない場合	一戸建ての住宅	基準能	200㎡未満	19,000
				200㎡以上	22,000
			基準誘導様導	200㎡未満	10,000
				200㎡以上	11,000
		共同住宅等	性能基準	300㎡未満	39,000
				300㎡以上～2,000㎡未満	64,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	109,000
				5,000㎡以上	156,000
			誘導仕様基準	300㎡未満	19,000
				300㎡以上～2,000㎡未満	32,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	57,000
				5,000㎡以上	87,000
		非住宅建築物	主要室または標準入力法	300㎡未満	126,000
				300㎡以上～1,000㎡未満	155,000
				1,000㎡以上～2,000㎡未満	204,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	290,000
				5,000㎡以上～10,000㎡未満	358,000
				10,000㎡以上～25,000㎡未満	423,000
				25,000㎡以上	482,000
			モデル建物法	300㎡未満	49,000
				300㎡以上～1,000㎡未満	60,000
				1,000㎡以上～2,000㎡未満	81,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	131,000
				5,000㎡以上～10,000㎡未満	171,000
				10,000㎡以上～25,000㎡未満	205,000
				25,000㎡以上	241,000
	登録省エネ判定機関の技術的審査を受けている場合	一戸建ての住宅	基準能	200㎡未満	3,000
				200㎡以上	3,000
			基準誘導様導	200㎡未満	3,000
				200㎡以上	3,000
		共同住宅等	性能基準	300㎡未満	6,000
				300㎡以上～2,000㎡未満	12,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	25,000
				5,000㎡以上	45,000
			誘導仕様基準	300㎡未満	6,000
				300㎡以上～2,000㎡未満	12,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	25,000
				5,000㎡以上	45,000
		非住宅建築物	または標準入力法 モデル建物法	300㎡未満	6,000
				300㎡以上～1,000㎡未満	9,000
				1,000㎡以上～2,000㎡未満	15,000
				2,000㎡以上～5,000㎡未満	45,000
				5,000㎡以上～10,000㎡未満	71,000
				10,000㎡以上～25,000㎡未満	89,000
				25,000㎡以上	111,000

備 考

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(計画変更をする場合を含む。)とあわせて、建築基準関係規定の適合審査の申出を行う場合の手数料は、上記表の「認定申請」及び「認定申請(変更)」に従い算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(以下「向上計画認定申請手数料」という。)の額に、建築基準関係規定適合確認審査申出手数料の額を加算した額とする。

「認定申請」及び「認定申請(変更)」において、複合建築物の場合の向上計画認定申請手数料は、上記表に従い算出した共同住宅等に係る向上計画認定申請手数料の額及び非住宅建築物に係る向上計画認定申請手数料の額を合算した額とする。

「認定申請」及び「認定申請(変更)」において、他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)を建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合の向上計画認定申請手数料は、申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。)の向上計画認定申請手数料の額に、上記表に従い算出した他の建築物に係る向上計画認定申請手数料の額(他の建築物が2以上ある場合にあっては、当該2以上の建築物それぞれについて上記表に従い算出した向上計画認定申請手数料の額)を合算した額とする。

「認定申請」及び「認定申請(変更)」において、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により評価する場合の建築物の床面積に、共用部分の床面積を含めないものとする。